

東根市の技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年 3月

1. 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	東根市				民 間			参考 A/B
	職員数	平均 年齢	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
技能労務職員	26人	42.4歳	285,700円	305,300円	-	-	-	-
うち用務員	9人	46.4歳	304,500円	328,485円	用務員	55.3歳	200,400円	1.64
うち自動車運転手	3人	39.6歳	265,300円	279,960円	自家用乗用自 動車運転者	52.8歳	250,100円	1.12
うち学校給食員	10人	39.0歳	269,200円	302,908円	調理士	40.4歳	242,100円	1.25
うちその他	4人	44.3歳	300,100円	318,075円	-	-	-	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 3 「民間」には、厚生労働省が実施している賃金構造基本統計調査に基づき、総務省において公表されている山形県のデータを使用しています。
 4 技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 給与に関する事項

給料表

技能労務職給料表3級制(国の行政職給料表(二)を合成したものを)を適用しています。

特殊勤務手当

平成20年4月1日から特殊勤務手当を全廃します。

その他手当

一般職と同様の諸手当を支給しています。なお、期末・勤勉手当については国の基準よりも低水準の支給月数となっているほか、国における制度とほぼ同様となっています。

昇給基準

毎年1月1日に、同日前1年間における勤務実績に応じ、4号給(55歳以上の場合は2号給)を標準として昇給します。ただし、現在、昇給数を1号給抑制しています。

2. 給与に関する基本的な考え方

現在、国・県に準じた給与水準となっております。今後も地域の民間給与水準を反映した県の人事委員会勧告や国の人事院勧告等を考慮しながら、改正等を判断していきます。

3. 具体的な取組内容

(1) 給料表について

平成18年に、国に準じた給与構造改革により、給料表の水準を民間水準に合わせ引き下げました。現在、民間と比較して給与水準が高い状況にありますが、これは国・県と同様に給料の経過措置を講じていることによるものであるため、今後解消されていく見込みです。

(2) 給与抑制措置

給与抑制措置として、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの間、一般職と同様に給料月額の1%を削減します。

(3) 職員数について

集中改革プランや職員平準化計画等に基づき、民間委託や業務の見直し等による退職者の不補充（嘱託職員等での対応）を基本とした職員の削減に取り組みます。なお、平成9年度以降、技能労務職の新規採用はありません。

(4) 人事評価制度

昇給・昇格に、より勤務実績を反映させるため、一般職同様に人事評価制度を検討していきます。